

新しい司法書士像を求めて

# ザ・フォーラム

《季刊》2001.7 No.47

発行

司法書士・行政書士  
丹羽正夫事務所

〒461-0017  
名古屋市東区東外堀町32  
番地 鈴木ビル4F  
TEL 052-962-9693  
FAX 052-962-9633  
E-mail info@niwaoffice.com  
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、  
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



## 司法改革審・最終意見書を読んで

司法書士 丹羽正夫

- 去る六月一二日に、政府の司法制度改革審議会は、司法制度改革に関する最終意見を取りまとめ小泉首相に提出した。これを受けて、政府は三年以内の法整備を目指し、立法作業に着手することになるが、二割司法といわれ、国民の法的需要の二割程度しか司法が機能していない現状をどのように改革し、国民のための身近な司法へと変革できるのか、一まつ不安なしとはしない。
- 最終意見書は、A4判・一一八頁に及び、民事司法に関して九項目、刑事司法に関して五項目、国際化問題に関して四項目にわたって改革の方向性を明らかにしている。
- ① 二〇一〇年に司法試験合格者数を現在の三倍の三〇〇〇人にし、二〇一八年までに法曹人口を五万人規模へ拡大する。
- ② 二〇〇四年に法科大学院を開校し、法科大学院の教育内容を踏まえた新司法試験を二〇〇五年から実施する。
- ③ 刑事裁判に一般の人が直接参加する「裁判員制」を創設する。
- ④ 証人調べなどがある民事裁判の審理期間をおおむね現在の半分に短縮する。
- ⑤ 知的財産権侵害訴訟への総合的な対応を
- 強化する。
- ⑥ 裁判官の任命手続に国民の民意を反映させる諮問機関を設置する。
- ⑦ 被疑者、被告人への公的弁護制度を整備する。
- ⑧ 司法書士、弁理士、税理士などの隣接法律専門職種の活用を図る。
- ⑨ 内閣に強力な推進体制を整備し、必要な行政上の措置に特段の配慮をする。
- 報告書中、司法書士制度にかかわる部分は⑧の点であり、報告書は「簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである」と結んでいる。これにより、司法書士界の長年の悲願であった訴訟代理権の獲得が現実なものとなり、より一層の自己研鑽が急務となってきた。
- 「市民が使いやすく開かれた司法」を第一の課題としての審議が進められてきたわけだが、市民の目線に最も近いと自負する司法書士が、二〇〇四年の施行に向けてこれから、市民が何を求めているのかを検証しつつ、市民のために何ができるのか、その具体的青写真をどうつくるかが問われているように思う。